

意見書案第2号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年 9月 5日

取手市議会議長

入江 洋 一 殿

提出者 取手市議会議員 関 戸 勇

〃 〃 加 増 充 子

〃 〃 池 田 慈

## 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書（案）

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になります。また、最近では鬱（うつ）や認知症の危険因子になることも指摘されています。加齢性難聴により、コミュニケーションが減り会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが、脳の機能の低下につながり、鬱（うつ）や認知症につながるのではないかと考えられています。日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められています。しかし、日本において補聴器の価格は、片耳当たりおおむね3万円から20万円であり、保険適用ではないため全額負担となります。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者である高度・重度難聴の場合は、補装具支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者は僅かで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。欧米では補聴器購入に対して公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対して補助を行っています。補聴器のさらなる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延命、医療費の抑制にもつながります。

よって、取手市議会は、国において加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

茨城県取手市議会

（提出先） 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 厚生労働大臣 財務大臣